

「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令の一部を改正する政令（案）」に対する意見募集について（国内希少野生動植物種の追加等）

1 意見募集方法の概要

（1）意見募集の周知方法

環境省ホームページへの掲載及び記者発表

（2）資料の入手方法

窓口配布、インターネットによる上記ホームページの閲覧、郵送

（3）意見提出期間

平成 23 年 2 月 15 日（火）～平成 23 年 3 月 2 日（水） 16 日間

（4）意見提出方法

電子メール、FAX、郵送

（5）意見提出先

環境省自然環境局野生生物課保護増殖係

2 意見募集の結果

（1）意見提出者数

意見提出方法	数
FAX	7 通
郵送	5 通
電子メール	33 通
計	45 通

（2）整理した意見の総数

- ・今回の改正政令案に係るもの 63 件
- ・その他の意見 16 件

3 意見等の概要と意見に対する考え方について

意見概要 (※)	件数	理由概要	頂いた意見に対する考え方
【全体に対する意見】			
保全の成果を公表すべき。	1	○多くの方が協力している保全の成果を PR するため。	今回指定を予定する種の保全には多くの方々が関わってきたことは承知しており、今後とも地方公共団体や保全活動に関わってきた方々等との連携や情報共有更には広報活動に努めて参ります。
達成すべき目標数を明記すべき。	2	○目標が達成された場合に、解除等を検討できるようにするため。	国内希少野生動植物種は、種の絶滅の危険が回避されたと判断される種については解除が可能です。頂いたご意見については、今後の種の保全の進め方の参考とさせていただきます。
国内希少野生動植物種の指定だけでなく保護区の設定や保護増殖事業も実施すべき。	5	○積極的な保全施策を実施する必要があるため。 ○減少要因は採集圧だけではないため。	指定を予定する個々の種の状況に応じ、種の絶滅を回避するため、今後、保護増殖事業の実施や生息地等保護区の設定を検討して参ります。
【マルコガタノゲンゴロウ、フチトリゲンゴロウ、シャープゲンゴロウモドキに対する意見】			
マルコガタノゲンゴロウ、フチトリゲンゴロウ、シャープゲンゴロウモドキを国内希少野生動植物種に指定すべきでない。	2	○種の保存の担い手を失うため。 ○生息環境の保全や創造が可能な種であるため。 ○開発や環境変化による影響が大きいため、規制をかける必要がない。 ○新たな生息地が発見されることもあるため。	これまでに指定した国内希少野生動植物種については、研究者や地元で保全活動を行う方々とも連携しながら、必要に応じ保護増殖事業の実施や生息地等保護区の指定を行ってきているところです。 生息地の開発や環境悪化だけでなく、捕獲圧による個体数の減少の影響も大きいことから指定することとしています。
ゲンゴロウの幼虫についても捕獲規制すべき	1	○幼虫の捕獲対策が必要のため。	国内希少野生動植物種に指定されると、幼虫の捕獲等も禁止されます。
マルコガタノゲンゴロウ及びシャープゲンゴロウモドキの譲渡しの規制緩和又は特定国内希少野生動植物種の指定を検討すべき。	1	○繁殖技術が確立しているため ○近交弱勢により飼育繁殖個体が断絶するため。	国内希少野生動植物種の保全に資すると認められる場合の譲渡し等については、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に基づき適切に許可等を行って参ります。

<p>外来種駆除や生息地管理等の保全活動の妨げとならないよう、法令の適用除外等を検討すべき</p>	<p>3</p>	<p>○外来種駆除の場合は捕獲許可申請を不要とすべき。</p> <p>○生息地周辺の管理者向けに、生息地周囲を現行通り管理することを進めるべき。</p> <p>○新産地の探索や保全に必要な研究のための学術捕獲を認めるべき。</p>	<p>種に対する影響が極力少ない駆除方法や管理方法を検討・選択していただくことが重要と考えます。</p> <p>生息地の管理については、必要に応じて生息地等保護区の設定を検討して参ります。</p> <p>外来種駆除の場合、種の保存法は、国内希少野生動物種の保存を目的としており、混獲を伴う場合には捕獲等の申請をしていただくこととなります。</p> <p>学術研究等にかかる譲渡し等については、絶滅のおそれのある野生動物の種の保存に関する法律に基づき適切に許可等を行って参ります。</p>
<p>ゲンゴロウの保全のため、アメリカザリガニを特定外来生物に指定すべき。</p>	<p>1</p>	<p>○アメリカザリガニの捕食圧が減少要因となっているため。</p>	<p>今回指定を予定するゲンゴロウ類については必要に応じアメリカザリガニの駆除等について検討して参ります。</p> <p>なお、環境省では、アメリカザリガニを要注意外来生物に選定しており、いない地域に拡げない等の適切な取扱いについてお願いをしています。また、民間団体等では、生物多様性保全を目的とした駆除活動が行われています。</p>
<p>マルコガタノゲンゴロウか近縁種か同定できない卵を採取することは違法か。</p>	<p>1</p>	<p>○どのような同定方法を用いればマルコガタノゲンゴロウと同定できるのか。</p>	<p>マルコガタノゲンゴロウは他のゲンゴロウ類と同所的に生息し、産卵時期も同時期となり、現在の科学的知見では卵による種の判別がつかないため、規制の対象から除外することとしております。</p>
<p>シャープゲンゴロウ保全のため必要な財政支援を検討すべき。</p>	<p>1</p>	<p>○事業を継続的に実施するため</p>	<p>生物多様性保全推進支援事業等により地域の生物多様性保全・再生に資する活動等を支援しているところです。今回指定を予定する種について</p>

			も、このような仕組みの活用をご検討下さい。
【ヨナグニマルバネクワガタに対する意見】			
ヨナグニマルバネクワガタを国内希少野生動植物種に指定すべきではない。	4	<p>○保護区の設定や飼育増殖などの保護増殖事業が有効な保護策である。</p> <p>○生息が危機的に逼迫しているという状況になく再調査すべき。</p> <p>○飼育技術が確立しているため、譲渡しを禁止すべきでない。</p> <p>○種の指定が最適かどうか再考すべき。(生息地域の保全する対応もある。)</p>	本種の個体数の減少には捕獲圧による個体数の減少や捕獲に伴う腐植物の持ち出しが大きく影響していると考えられます。なお、今後、必要に応じ生息地等保護区の指定や保護増殖事業の実施を検討して参ります。
ヨナグニマルバネクワガタの譲渡しの規制緩和又は特定国内希少野生動植物種に指定を検討すべき。	2	<p>○繁殖が可能のため。</p> <p>○飼育個体の幼虫は1頭あたり数百円程度と安価なため。</p>	国内希少野生動植物種の保全に資すると認められる場合の譲渡し等については、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に基づき適切に許可等を行って参ります。
【ヒョウモンモドキに対する意見】			
ヒョウモンモドキは捕獲規制でなく生息地域の環境保全をすべき。	11	<p>○生息地域外では新生息地発見の妨げになる</p> <p>○生息地域を指定すれば、環境の保全が図れる。</p>	<p>現在のヒョウモンモドキの生息域は非常に限定され、その生育地では環境保全活動が行われているものの、依然として採集圧が認められることから、今回の種指定を予定するものです。</p> <p>また、新たな生息地に関する情報があればお寄せいただけましたら幸いです。</p>
ヒョウモンモドキの累代飼育個体譲渡し禁止をやめるべき。	11	○累代飼育による同系交配の遺伝的障害を防ぐために必要があるため。	<p>国内希少野生動植物種の保全に資すると認められる場合の譲渡し等については、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に基づき適切に許可等を行って参ります。</p> <p>また、野外で絶滅した個体群について</p>

			て、累代飼育されているものがあれば情報を提供いただけましたら幸いです。
ヒョウモンモドキの現在保有の標本の譲渡しの禁止をやめるべき。	13	○標本は自由に譲渡し、学術資料として活用すべき。 ○標本が大量にあり、商品価値も低いため、商業的な動機で違法な採集が行われることはない。	学術研究等にかかる譲渡し等については、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に基づき適切に許可等を行って参ります。
国民や行政の関係部署に規制や指定について周知を徹底すべき。	1	○種の保存法の指定によるヒョウモンモドキ保全の効果をより確実にするため。	広く国民の皆様や行政機関への周知を図るとともに、地元の地方公共団体や保全活動に関わっている方々等への周知やご理解に努めて参ります。
ヒョウモンモドキの減少要因として「生産活動を行わなくなったことにより、植生の自然遷移が結果として進行し、生息環境の不適化」を明記すべき	1	○圃場整備に伴う生息環境の減少より、管理を行わなくなったことによる自然遷移が大きな減少要因であるため。	ご指摘の点につきましては、本種の重要な減少要因の一つと捉えておりますので、今後の記載の参考とさせていただきます。
【その他の意見】			
昆虫業者の動物取扱業としての規制を検討すべき	1	○今後の昆虫類の国内希少野生動植物種の指定のための昆虫売買の実態を把握するため。	今回の意見募集はマルコガタノゲンゴロウ等5種の国内希少野生動植物種の指定等について意見を募集するものですが、今後の参考とさせていただきます。
ジュゴンを国内希少野生動植物種に追加指定すべき。	9	○絶滅危惧種で天然記念物に指定されているジュゴンを国内種希少野生動植物種に指定すべき。	今回の意見募集はマルコガタノゲンゴロウ等5種の国内希少野生動植物種の指定等について意見を募集するものですが、今後の参考とさせていただきます。
オオサンショウウオを国内希少野生動植物種に指定すべき。	1	○絶滅危惧種で天然記念物に指定されているオオサンショウウオを国内種希少野生動植物種に指定すべき。	今回の意見募集はマルコガタノゲンゴロウ等5種の国内希少野生動植物種の指定等について意見を募集するものですが、今後の参考とさせていただきます。

カンムリウミスズミを国内希少野生動植物種に指定すべき。	1	○絶滅危惧種で天然記念物に指定されているカンムリウミスズメを国内種希少野生動植物種に指定すべき。	今回の意見募集はマルコガタノゲンゴロウ等5種の国内希少野生動植物種の指定等について意見を募集するものですが、今後の参考とさせていただきます。
天然記念物やレッドリスト掲載種を国内希少野生動植物種に指定すべき。	1	○天然記念物やレッドリスト掲載種を国内希少野生動植物種に指定すべき。	今回の意見募集はマルコガタノゲンゴロウ等5種の国内希少野生動植物種の指定等について意見を募集するものですが、今後の参考とさせていただきます。
イヌワシ、クマタカの保全が不足している。	1	○イヌワシ、クマタカの保全が不足しているため。	今回の意見募集はマルコガタノゲンゴロウ等5種の国内希少野生動植物種の指定等について意見を募集するものですが、今後の参考とさせていただきます。
生息地の開発について、十分な保全対策が講じられるまでは、開発が許可されないとすべき。	1	○現行法はあまり作用していないため。	今回の意見募集はマルコガタノゲンゴロウ等5種の国内希少野生動植物種の指定等について意見を募集するものですが、今後の参考とさせていただきます。
天然記念物の指定を環境大臣から文部科学大臣に提言すべき	1	○文化財保護法と連携する必要があるため。	今回の意見募集はマルコガタノゲンゴロウ等5種の国内希少野生動植物種の指定等について意見を募集するものですが、今後の参考とさせていただきます。

(※) 意見概要は頂いた複数の意見を集約して整理しています。